

都筑区大会：個人戦の昇格・降格基準

都筑区バドミントン協会
競技委員会

都筑区大会の個人戦に於ける、昇格・降格基準を下記のように定めます。

- 1、この基準は、種目ごとに定め適用します。
- 2、該当種目は、シングルス選手権大会、年齢別ダブルス大会、ミックスオーブン大会の3種目とします。
- 3、初出場の選手は、当基準により出場してください。
- 4、その他の大会は、別に定めます。

	昇 格 基 準	降 格 基 準
1部	<ul style="list-style-type: none"> • 1部は、6組(人)を基本として運用する。 ⇒出場する選手の技術・体力・試合運び共に、高度なものであることから、実力も接近しており、1日に4~5試合迄が体力面から見ても限界で、これ以上の試合は選手の怪我のおそれがあり、無理と判断する。 2、トーナメント大会の場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1、6組(人)以上の参加→6位以下は、次の大会は2部へ降格。 2、5組(人)の参加 →5位は、次の大会は2部へ降格してもよい。 3、4組(人)以内の参加→次の大会も、そのまま1部に残留とします。 4、トーナメント大会は、初回戦敗退者とします。
2部	<ul style="list-style-type: none"> • 1位、2位→次の大会は、1部に昇格。 ① <u>40歳以上</u>は、1部に昇格しなくても良い。 <p>*初参加：大学生、大学での経験者は、2部以上とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1、ブロックリーグ戦『3組(人)/ブロック』で →最下位者は、次の大会は3部へ降格しても良い。 2、ブロックリーグ戦『4組(人)/ブロック』で →3、4位者は、次の大会は3部へ降格しても良い。 3、トーナメント大会は、初回戦敗退者とします。
3部	<ul style="list-style-type: none"> • 1位、2位→次の大会は、2部に昇格。 ① <u>50歳以上</u>は、2部に昇格しなくても良い。 <p>*初参加：①高校2年以上は、3部以上とします。 ②高校での経験者は、3部以上とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1、ブロックリーグ戦『3組(人)/ブロック』で →最下位者は、次の大会は4部へ降格しても良い。 2、ブロックリーグ戦『4組(人)/ブロック』で →3、4位者は、次の大会は4部へ降格しても良い。 3、トーナメント大会は、初回戦敗退者とします。
4部	<ul style="list-style-type: none"> • 1位、2位→次の大会は、3部に昇格。 ① <u>60歳以上</u>は、3部に昇格しなくても良い。 ② 中学3年生以上は、4部以上とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 1、ブロックリーグ戦『3組(人)/ブロック』で →2回連続最下位者は、次の大会は5部へ降格。 2、ブロックリーグ戦『4組(人)/ブロック』で →2回連続3、4位者は、次の大会は5部へ降格。 <p>*但し、65歳以上は1回の最下位で、次の大会は5部へ降格してもよい。</p> <p>3、トーナメント大会は、初回戦敗退者とします</p>
5部	<ul style="list-style-type: none"> • 1位→次の大会は、4部に昇格。 <p>* 但し、70歳以上は、4部に昇格しなくても良い。</p> <p>* その他、5部に連続して出場できるのは、特に制限を設けない。</p>	

- 1、この基準は、平成10年度（第4回の大会）記録より適用する。それ以前の記録は、適用しません。
- 2、年齢別ダブルス大会、ミックスオーブン大会で、ペア(組)でクラス(部)が違う場合は、上位のクラス(部)に出場すること。
- 3、前年度に記録のない人は、最終出場クラス(部)の記録を基準とする。
- 4、年齢基準の適用⇒2部(40歳以上)、3部(50歳以上)、4部(60歳以上)において、前回大会に出場した時は40歳未満、50歳未満、60歳未満であったが、次回大会に年齢が加齢されて40歳、50歳、60歳に達した場合の年齢基準の適用は、当該年度の4月1日現在とする。
- 5、大会に出場したクラス(部)で、著しく実力差があり、特に本人より申し出があった場合は、競技委員会が次の大会では出場クラス(部)を検討する。

* 年齢の適用基準は、毎年4月1日時点とする。

- 1) 会名、昇格・降格基準の改定：平成14年4月21日
- 2) 昇格・降格基準の改定：平成16年4月25日
- 3) 昇格・降格基準の改定：平成17年4月24日
- 4) 昇格・降格基準の改定：平成23年4月17日